

平成 28 年度東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金について

事業概要

〔目的〕 地域において、ソフト・ハード両面を併せた総合的な地域安全対策を推進・強化

〔内容〕 防犯設備の整備に係る経費の一部を補助する

28 年度の取組

商店街等が行う防犯カメラ等の防犯設備の整備に対して区市町村とともに設置経費を補助

〔対 象〕 防犯カメラ、防犯灯、ボラード等の防犯設備

〔負担割合〕 都 1 / 3、区市町村 1 / 3、商店街等 1 / 3

〔都補助限度額〕 300 万円、防犯カメラ 1 台あたり 60 万円

※ 申請受付時期 9 月

※ 一定の補助要件あり

※ 本事業は、産業労働局商工部地域産業振興課に事務執行を委任する。